

昭和61年 7/10

発行:東京都豊島区 編集:企画部広報課・教育委員会社会教育課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎981-1111



わたしたちの手で 身近かな文化財を 保護しよう! 区文化財保護条例 7月1日から施行

豊島区は、文化財保護条例を4月1日公布し、7月1日施行しました。そこで、文化財をめぐる状況と文化財保護条例の内容についてご紹介しましょう。

文化財をめぐる状況

文化財とは

まず文化財とはどのようなものであるかをみてみましょう。文化財とは人類が文化活動においてつくりだしたもので、文化的価値のあるものをいいます。文化財は人類の文化や生活の歴史を理解するために欠かせないものです。また、みんなの共通の文化遺産として、大切に保護するとともに、活用をはかり、後世に伝えていくべきものです。

豊島区の地域的特色

豊島区の地域は、近代に入っで急激な都市化を遂げ、住民の生活の仕方は大きく変化しています。また同時に近代において特徴的な文化活動が豊島区の地域で展開し、多くの成果が生みだされています。しかし、一方で戦災では大きな被害を受けています。そのため近代やそれ以前の生活や文化を物語る資料が実物で残っていることが少ないという状態になっています。こうした豊島区の状況は、文化財

に対する新しい考え方に立つ必要性を生みだしています。

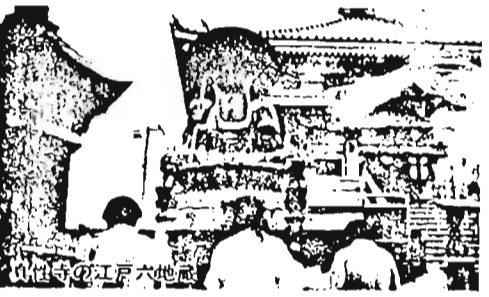
文化財の新しい考え方

文化財というと、かつては芸術上の価値が高い古美術品のみを意味していました。その後芸術上の価値が必ずしも高くなくとも、学術的に見て歴史的な価値が高い歴史資料も、文化財として評価されるようになりまし。また民衆生活の推移を理解するために重要な資料も民俗文化財として重視されてきています。さらに現在では住民の生活や文化の変化を知る上で価値あるものを、広く文化財と考えるようになってきています。そしてこのような区民の生活にかかわりの深い文化財を積極的に保護していくような文化財行政を展開することは、区のように、住民に最も身近な自治体にとって大切なことです。

文化財保護条例の内容

文化財の種類

ここで、文化財の分類について見てみましょう。文化財保護条例では、有形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、天然記念物、天然記念物に分けています。このうち史跡、名勝、天然記念物をまとめて、記念物と呼んでいます。



文化財の分類

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書など、考古資料やその他の歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術など(これは人間が持つ技術や技法です。)
無形民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗、慣習や民俗芸能
有形民俗文化財	無形民俗文化財に用いられるもの、衣服、器具など
史跡	旧宅や貝塚などの遺跡
名勝	庭園、園など
天然記念物	動物、植物、地質鉱物

豊島区文化財保護条例の特徴

豊島区は文化財保護条例の特徴は少数の文化財のみを厚く保護する指定文化財制度ではなく、広く文化財を保護していく登録・指定文化財制度を取っていることにあります。

登録文化財制度

古い型の文化財保護条例では指定されない文化財については何ら保護の手を差しのけないというのが現状でした。これに対して、新しい型の文化財保護条例では広い視野に立って、指定外の文化財についても保護の措置をしていくことが考えられています。その中心は登録文化財制度です。これは後世に残すべきものを文化財として、教育委員会の文化財保護台帳に登録して保護するものです。

登録制度を取ることににより、規制して文化財保護をはかるというよりも、ごく身近にあるものが文化財であるという意識を育んでいくことにより、区民と所有者が文化財の保存と活用をはかるようにしてらおうとするものです。

文化財保護条例の仕組み

ここで、条例に基づいて、どのような施策がなされていくか見ていきましょう。教育委員会はまず、文化財についての基礎調査を行います。この調査により、

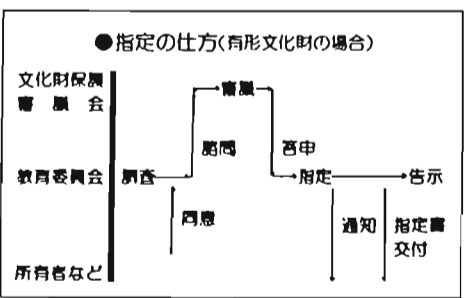
保護すべき文化財を登録し、さらにその中で特に保護の手を差しのべる必要のあるものを指定します。そして、文化財の保存と活用をはかっていきます。

登録の仕方

登録については、教育委員会が事前調査を行い、保存し、残す必要があると考えられる物件を選び出します。つぎに物件の所有者などに文化財として登録することの同意を求めます。同意をえられた文化財について、学識経験者からなる文化財保護審議会の意見をもとめます。審議会の専門的調査・審議を経て、登録すべきであるとされた物件を、教育委員会が文化財保護台帳に登録します。所有者などには登録したことを通知し、あわせて登録したことを告示します。

指定の仕方

指定の場合もほぼ同様な手順を取ります。教育委員会が事前調査を行い、登録文化財のうちから指定すべきものを選び、所有者などの同意を求めます。同意がえられたものを、文化財保護審議会に諮問します。審議の結果、指定すべきであると答申をえられた文化財を、教育委員会が指定することになります。そして、指定したことを、所有者などに通知し、あわせて指定書を交付するとともに、告示をします。



無形文化財の場合は文化財として登録・指定される技術や技を体現している保持者や保持団体を、教育委員会が認定します。認定する時は、認定しようとする人や団体の同意をうるとともに、文化財保護審議会の学術的判断を仰ぐなど、登録や指定と同様な手続きをとります。なお無形民俗文化財の場合は保持者や保持団体の認定は行いません。

登録文化財の保護

登録文化財は、区にとって大切な文化遺産として、どこにどのようなものがあるかを明確にしますが、それ以上の強い規制はしません。そのかわり、文化財がよく管理され、十分保護されるように、教育委員会は指導や助言をします。また登録文化財の公開もお願いしています。文化財を保護するために、登録文化財の所有者等に対して奨励金を交付します。

指定文化財の保護

指定文化財については、保護のために規制がなされ、また公開することも求められます。そして保存・管理や修理などに対して財政的援助がなされます。規制としては、所有者変更などの時や、有形文化財、記念物を修理する場合と有形民俗文化財に対して現状変更や保存に影響を及ぼす行為をする場合には、教育委員会に届け出ることが必要です。さらに有形文化財、記念物に対して現状変更や保存に影響を及ぼす行為をする時は、教育委員会の許可が必要となります。

教育委員会は届け出や許可に際して指導・助言をします。また管理や修理の助言もします。そして保存・管理や修理のために区が補助金を交付したり、保存・管理や修理の費用を負担することもあります。指定文化財に対して、教育委員会は公開を勧告します。また教育委員会の行う文化財の公開に出品を勧告することもあります。

出品については区が費用を負担し、さらに謝礼金を支給することがあります。公開についても区が費用を負担することがあります。

所有者など

- 登録奨励金交付→
- 所有者などの変更届→
- 修理届→
- 現状変更届→
- 管理・修理の助言・助告→
- 管理・修理の補助金交付→
- 出品・公開助告→
- 出品・公開の費用負担→
- 出品謝礼金交付→

区・教育委員会

文化財の普及活動

以上のような登録・指定文化財に対する保護措置とともに、教育委員会が普及活動に取り組むことも課題となります。文化財の案内板や標識を建てます。区内にある文化財を紹介したり、文化財の保護についての認識を高めるための広報活動を行います。文化財を保存・活用するような区民の自主的な活動を援助します。

文化財行政の今後

文化財保護条例ができることにより、豊島区は文化財行政も新しい段階に入ります。文化財に対する学術的な調査・研究を行い、それに伴って行われた保護をしていくとともに、豊島区の地域的特性を生かした保護・活用につとめたいと考えています。

文化財の保護などに
関するお問い合わせは、
区立郷土資料館 ☎980・
2351(西池袋2の
37の4)へどうぞ。



新しい文化財観を!

「**間根**」区史を読んでみて非常に面白かったですね。それから町の中を見直してみると、見方が違ってきます。もっと区民の方が区史に親しむ様になれば、なにを守っていけばよいか分かってくると思います。

「**伊藤**」区史は分厚過ぎてよほど暇な人でないと読みきれませんよ。もっとコンパクトな区史をつくってほしいですね。また、立派なものでなくても木でもいいから、子供たちの肌で触れるような分りやすい案内板を作って欲しい。

「**細野**」区の出版物にはどうもスマートさが足りませんね。内容も書き方もお役所的で興味をひかない。

「**高田**」行政に対する注文ばかり出ましたが…。去年から始まった生活資料の調査に参加して、区民の資料に手で触れることができ、大変感動しました。ほかの区にない豊島区独自の、区民のおかあさん、おとうさん自身の手による調査活動として新しい行政だと感じました。

「**林**」学校の生徒を動員してやるのと違い非常に意義あることですね。

「**高田**」自分や自分の親が育ってきた村に、自分の肌でもってもう一回触れてみる、こんな機会をつくっていただけてよかったです。

「**林**」国の場合でも、道具にたいしては補修のためとかでありますが、人に対してはお礼程度しかできませんね。昔は村落共同体があってほとんどの人が農業だったので生活のリズムが同じだったんですが、今は様々な職業に従事しているの、こういうものを守っていくのは無理なんですね。逆に新住民たちが保存しようとかんがえている、そんな現象もあるですね。豊島区がこの問題でどう対応するか、国に追随しないで豊島方式という独自の方式を生み出していくことが必要じゃないですかね。

「**高田**」長崎獅子舞は現在真和中のクラブ活動として残され、それも音楽の先生が指導されているんですね。学校と獅子連との間には密接な連絡が無いんですね。かつて獅子舞をやったことのある方が学校へ行って何らかの指導が出来るように区で取り計らうようなことはできないものではないですか。彼等が情熱を取り戻して獅子舞の指導にあたるようになればいいので、必ずしもお金の問題だけではないと思います。

「**細野**」地元のお年寄りが学校へ行って指導するようなことはできるのではないのでしょうか。

●風習・行事の保存は?

「**小池**」昔から残っている習慣、風習、行事なども文化財として保存するようなことはできるのですか。

「**山辺**」これは無形民俗文化財にあたるわけですが、記録も文書以外に映像の形で残すこともできるのではないのでしょうか。

「**林**」国・都との関係は?」

「**仲佐**」東京都の文化財と区の文化財と重複しても構わないのですか。

「**山辺**」国や東京都で指定したものは条例の対象外にしています。

「**林**」私がいつも疑問に感じますのは、国に指定されたものは一番高級で、都のものは二流品、区のものとは三流品、こういうランク付けがされていることですね。区の文化財を都の文化財に昇格させるということがあります、区指定のままでなくなぜ都が指定しなければならないのか、その必要はないのではないのでしょうか。

●環境を守ることが文化財を守る

「**伊藤**」「古都保存法」が制定されたときのことを調べてみてびっくりしました。あれは結局民衆がつくったんですね。今の法律ではどうしようもない状況だったんですが、最後は知事までが協力してこの法律ができたわけです。

「**高田**」文化財とまちづくりとの関係、文化財共有権と環境権の関係になるのではないのでしょうか。

「**林**」そうですね、文化財を守るということは環境を守るということですね。豊島区全体が史跡なんです、街全体が歴史の場であるということなんです。

「**細野**」先日たまたま千川上水歩いたら、教育委員会の案内板があり桜の名所だと書いてあるんですが、すぐその側にプラタナスやイチョウとかを植えてるんです。やはり桜を植えるべきじゃないんですかね。行政のちくはくを感じます。

「**間根**」大塚あたりは樹木が少ないんですね、それで古い木だけでなく若い樹木も保存の対象として指定する必要があるのではないのでしょうか。

「**高津山**」区の誕生記念樹を植えて、もう10年以上たちまして大変大きくなりました。以前から行ってきたことの成果がいま段々でてきているのではないのでしょうか。

●類をみない生活資料の調査活動

「**高田**」行政に対する注文ばかり出ましたが…。去年から始まった生活資料の調査に参加して、区民の資料に手で触れることができ、大変感動しました。ほかの区にない豊島区独自の、区民のおかあさん、おとうさん自身の手による調査活動として新しい行政だと感じました。

「**林**」学校の生徒を動員してやるのと違い非常に意義あることですね。

「**高田**」自分や自分の親が育ってきた村に、自分の肌でもってもう一回触れてみる、こんな機会をつくっていただけてよかったです。

●読みやすい区史を

「**間根**」区史を読んでみて非常に面白かったですね。それから町の中を見直してみると、見方が違ってきます。もっと区民の方が区史に親しむ様になれば、なにを守っていけばよいか分かってくると思います。

「**伊藤**」区史は分厚過ぎてよほど暇な人でないと読みきれませんよ。もっとコンパクトな区史をつくってほしいですね。また、立派なものでなくても木でもいいから、子供たちの肌で触れるような分りやすい案内板を作って欲しい。

「**細野**」区の出版物にはどうもスマートさが足りませんね。内容も書き方もお役所的で興味をひかない。

●類をみない生活資料の調査活動

「**高田**」行政に対する注文ばかり出ましたが…。去年から始まった生活資料の調査に参加して、区民の資料に手で触れることができ、大変感動しました。ほかの区にない豊島区独自の、区民のおかあさん、おとうさん自身の手による調査活動として新しい行政だと感じました。

「**林**」学校の生徒を動員してやるのと違い非常に意義あることですね。

「**高田**」自分や自分の親が育ってきた村に、自分の肌でもってもう一回触れてみる、こんな機会をつくっていただけてよかったです。

●国・都との関係は?

「**仲佐**」東京都の文化財と区の文化財と重複しても構わないのですか。

「**山辺**」国や東京都で指定したものは条例の対象外にしています。

「**林**」私がいつも疑問に感じますのは、国に指定されたものは一番高級で、都のものは二流品、区のものとは三流品、こういうランク付けがされていることですね。区の文化財を都の文化財に昇格させるということがあります、区指定のままでなくなぜ都が指定しなければならないのか、その必要はないのではないのでしょうか。

●環境を守ることが文化財を守る

「**伊藤**」「古都保存法」が制定されたときのことを調べてみてびっくりしました。あれは結局民衆がつくったんですね。今の法律ではどうしようもない状況だったんですが、最後は知事までが協力してこの法律ができたわけです。

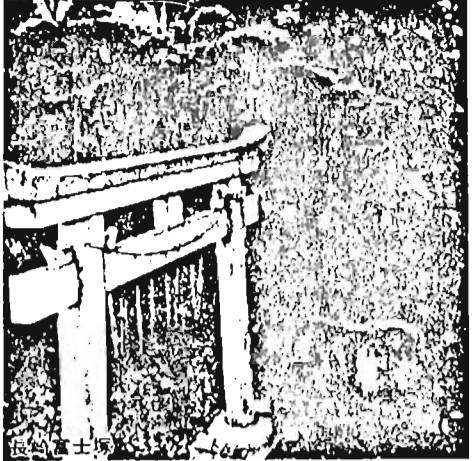
「**高田**」文化財とまちづくりとの関係、文化財共有権と環境権の関係になるのではないのでしょうか。

「**林**」そうですね、文化財を守るということは環境を守るということですね。豊島区全体が史跡なんです、街全体が歴史の場であるということなんです。

「**細野**」先日たまたま千川上水歩いたら、教育委員会の案内板があり桜の名所だと書いてあるんですが、すぐその側にプラタナスやイチョウとかを植えてるんです。やはり桜を植えるべきじゃないんですかね。行政のちくはくを感じます。

「**間根**」大塚あたりは樹木が少ないんですね、それで古い木だけでなく若い樹木も保存の対象として指定する必要があるのではないのでしょうか。

「**高津山**」区の誕生記念樹を植えて、もう10年以上たちまして大変大きくなりました。以前から行ってきたことの成果がいま段々でてきているのではないのでしょうか。



「**小池**」昔から残っている習慣、風習、行事なども文化財として保存するようなことはできるのですか。

「**山辺**」これは無形民俗文化財にあたるわけですが、記録も文書以外に映像の形で残すこともできるのではないのでしょうか。

●地名の保存は?

「**小池**」古い由緒ある地名を文化財として残すことはできないのですか。

「**林**」指定の対象にはならないでしょう。ただ、どんな田舎の商店街でも「銀座通り」と名付けるような風潮には問題があると思います。

「**伊藤**」住居表示の決定についても住民のコンセンサスが十分に追及されたかという非常に問題があるといえます。歴史的な意味を持つ地名を一時の利害関係だけで変えられてはならない。

「**林**」これから先に町名変更する場合には文化財委員会に諮るといっていただく必要がありますね。

●家庭での物を大切にすることを

「**須田**」生活資料の調査で、あるおばあちゃんが、自分が死んでしまったらなくなってしまおうか、およめさんも古くなったから捨ててしまおうかもしない、こんなものでもお役に立てばうれしいから持っていくて下さい、といわれたんですが、こういう気持ちを大切にしていきたいですね。

「**大沢**」わたしも今回の調査に参加してみても、そのひろがりの大きさに驚いています。

「**小泉**」自分の家庭のなかで、身の回りにあるものを大切に、それを子供に伝えていくのが文化財保護につながるのではないのでしょうか。

「**山辺**」今日は貴重なご意見をいろいろいただきまして、どうもありがとうございます。区では、区史編さん事業や郷土資料館などの調査・研究の成果のうえに立って、豊島区の現状にふさわしいような、文化財保護条例の運用をしていきたいと思っています。と同時に、区民のみなさんによる、自主的な活動によって、文化財を保護・活用し、新たな地域文化を創造していくことにも、積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願います。

東京都豊島区文化財保護条例(昭和61年豊島区条例第32号)

第一章 総則

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第四十号)以下「法」とし、第九十八条第一項の規定に基づき、東京都豊島区(以下「区」という)の区域内に存在する文化財(法の規定による指定を受けたもの及び東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第十五号)以下「都条例」という)の保存及びその利用の促進並びにその保護の向上を図ることを目的とする。

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいふ。

- 一 建築物、彫刻、工芸品、書画、絵巻、古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品、古文書、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 六 動物(生息地、繁殖地及び埋地地を問わず)、植物(自生地を問わず)及び埋地地を問わず、自然の現象の生じている土地を問わず、古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十一 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十六 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品

第二章 文化財の指定

第三条 区長は、この条例の規定に基づき、次に掲げる文化財を指定する。

- 一 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 六 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十一 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十六 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品

第三章 文化財の管理

第四条 区長は、この条例の規定に基づき、文化財の管理を行う。

- 一 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 六 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十一 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十六 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品

第四章 文化財の公開

第五条 区長は、この条例の規定に基づき、文化財の公開を行う。

- 一 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 六 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十一 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十二 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十三 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十四 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十五 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十六 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十七 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十八 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 十九 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品
- 二十 古銭、古書、古地図、古記録、古貨幣、古文書、古印、古刀剣、古武器、古道具、古家具、古美術品、古玩具、古楽器、古服飾品

座談会「区民生活と文化財保護条例」

7月1日から文化財保護条例が施行されましたが、これは地域文化の創造という点から多大な効果が期待できるものと思われまふ。そのためには、区民のみならずの日常的な文化活動の積み重ねが土台とならなければなりません。区民のみならずの自由なご意見をお聞きし、今後の条例の運営に生かしていくため、さる6月4日、郷土資料館で座談会を開催しました。ここにその要旨をご紹介します。(発言内容は、郷土資料館および広報課の責任において要約したものです。)

〈山辺〉 お忙しいところご出席頂きありがとうございます。さて、この7月1日から豊島区文化財保護条例が施行されることとなりました。今日は区民生活と文化財の保護との関係につきましてみなさんの自由なご意見をお聞かせ頂きたいと思ひます。では最初に林先生から文化財とはどのようなものか、そのあたりからお話頂きたいと思ひます。

●古い文化財観の掃を

〈林〉 我国では明治以来、文化財というと宝物とか金銭的に価値の高い物という観念がありまして美術史、芸術史偏重の傾向が強かったですね。ところが戦後になりますと、文化行政の芸術偏重の傾向に対する批判が次第に強くなってきて、文化財に対する価値観というものが非常に変わってまいりました。

●日常の道具に価値が…

私達が日常に使っています何でも無い道具、これは私達にとって宝なんです。多くの庶民にとって宝というのはそれぞれ価値観がみんな違います。こどもにとっては、小さな遊び道具が何物にも代えがたい宝なんです。身近な私達の生活の中で生み出したそういうものを大切にしていくなければなりません。戦前は、特に歴史教育を見ればよく分りますように、天皇中心主義、支配階級中心主義で歴史の教科書も編まされておりましたが、戦後になって、庶民史の方向へ変わってきました。先日テレビで徳川家の嫁入り道具を紹介していましたが、ああいう嫁入り道具はそのまま蔵のなかにしまっただけで未来永劫あけないわけです。日常生活に何の関係もないわけです。ハレの日の道具、たまにしか使わないようなものを

いくと並べるよりは、むしろ日本の庶民の残した道具を大事にすることが一番大切ではないかと思ひます。

●帝国ホテルよりも安アパート

帝国ホテルが取り壊され、その一部が犬山の明治村に保存されていますが、それも結構ですけども、私はそんな所にも泊ったことはありません。それよりも池袋には木造の安アパートがたくさんあり、そこには何十人、何百人という人が暮らしていた。帝国ホテルよりも安アパートにこそ庶民の生活の匂いが残っているし、思い出して懐かしいということがありますね。

あの赤塚不二夫さんなどが住んでいたトキワ荘というアパートなどは、赤塚さんにとっては思い出深いものだろうし、ホテルよりはるかに文化的価値が高いわけですね。

●区民共同の“蔵”としての郷土資料館に！

戦後、カストリ雑誌というのが出回りましたが、こういうものは消耗品として捨てられてしまうわけです。恐らく百年後にはこういうものはどんなに探そうとしても出てこないことになるでしょう。私達が生活の中で大事にしてきたものが、家の建て替えが急速に進み、核家族化が進行するなかで、先祖伝来のものが本家に行けば残っているという時代ではなくなってきたので、郷土資料館というようものが非常に重要になってくるわけです。郷土資料館の収蔵庫は区民の生活の痕跡を残した「区民の共同の蔵」であるといえるのではないのでしょうか。

〈伊藤〉 文化財保護がいわゆる一級品指向でないということは非常に重要なことだと思ひますね。最近のように科学文明が発達し、経済価値が先行するような時代になりますと、家庭の道具が米を研ぐように洗われ流されて捨てられてしまっているんですね。単なる郷愁ではなくて世界の民族文化の中で、日本の固有の文化というものがあるかということ、台所にある道具がどんなに価値のあるものか、多くの人に理解していただくことが一番大事ではないかと思ひます。明日にでも貴重な文化財がどぶに捨てられてしまうという危機感を持っています。

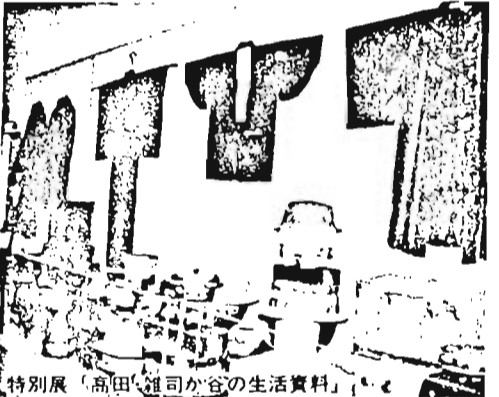
●無形文化財の保護は？

〈高田〉 私は旧長崎村に住んでいますが、長崎獅子舞を保存し守ってこうしている人たちが、一番心配していることは、文化財に指定されて、あちこち出かけていく場合に救済方法があるのかどうかということなんです。

〈山辺〉 謝礼的なものはあるんですけども、補



出席者 (敬称略) 郷土資料館運営委員長 立教大学名誉教授 林 英夫 郷土資料館友の会 南池袋3丁目 西池袋3丁目 伊藤 清孝 大沢 恵子 南大塚1丁目 池袋木町2丁目 北大塚3丁目 豊町3丁目 山崎 隆子 小泉 齊藤 須田 恵子 (司会) 郷土資料館 長崎4丁目 北大塚1丁目 千早町3丁目



特別展「高田 龍司が谷の生活資料」

四 区指定有形文化財
五 区指定無形文化財
六 区指定名跡
七 区指定天然記念物
八 区指定史跡
九 区指定史蹟
十 区指定記念物
十一 区指定史蹟
十二 区指定史蹟
十三 区指定史蹟
十四 区指定史蹟
十五 区指定史蹟
十六 区指定史蹟
十七 区指定史蹟
十八 区指定史蹟
十九 区指定史蹟
二十 区指定史蹟
二十一 区指定史蹟
二十二 区指定史蹟
二十三 区指定史蹟
二十四 区指定史蹟
二十五 区指定史蹟
二十六 区指定史蹟
二十七 区指定史蹟
二十八 区指定史蹟
二十九 区指定史蹟
三十 区指定史蹟
三十一 区指定史蹟
三十二 区指定史蹟
三十三 区指定史蹟
三十四 区指定史蹟
三十五 区指定史蹟
三十六 区指定史蹟
三十七 区指定史蹟
三十八 区指定史蹟
三十九 区指定史蹟
四十 区指定史蹟
四十一 区指定史蹟
四十二 区指定史蹟
四十三 区指定史蹟
四十四 区指定史蹟
四十五 区指定史蹟
四十六 区指定史蹟
四十七 区指定史蹟
四十八 区指定史蹟
四十九 区指定史蹟
五十 区指定史蹟
五十一 区指定史蹟
五十二 区指定史蹟
五十三 区指定史蹟
五十四 区指定史蹟
五十五 区指定史蹟
五十六 区指定史蹟
五十七 区指定史蹟
五十八 区指定史蹟
五十九 区指定史蹟
六十 区指定史蹟
六十一 区指定史蹟
六十二 区指定史蹟
六十三 区指定史蹟
六十四 区指定史蹟
六十五 区指定史蹟
六十六 区指定史蹟
六十七 区指定史蹟
六十八 区指定史蹟
六十九 区指定史蹟
七十 区指定史蹟
七十一 区指定史蹟
七十二 区指定史蹟
七十三 区指定史蹟
七十四 区指定史蹟
七十五 区指定史蹟
七十六 区指定史蹟
七十七 区指定史蹟
七十八 区指定史蹟
七十九 区指定史蹟
八十 区指定史蹟
八十一 区指定史蹟
八十二 区指定史蹟
八十三 区指定史蹟
八十四 区指定史蹟
八十五 区指定史蹟
八十六 区指定史蹟
八十七 区指定史蹟
八十八 区指定史蹟
八十九 区指定史蹟
九十 区指定史蹟
九十一 区指定史蹟
九十二 区指定史蹟
九十三 区指定史蹟
九十四 区指定史蹟
九十五 区指定史蹟
九十六 区指定史蹟
九十七 区指定史蹟
九十八 区指定史蹟
九十九 区指定史蹟
一百 区指定史蹟

区民共有の文化遺産 雑司が谷旧宣教師館

63年春公開へ準備中



雑司が谷旧宣教師館

19世紀のアメリカ 郊外住宅

豊島区内には、いくつかの注目される近代洋風建築が残されています。そして、雑司が谷1丁目に所在する旧宣教師館も、その残り少ない一つです。この旧宣教師館は、19世紀後半のアメリカ郊外住宅の様子のいきいきと伝えており、戦災を含む度重なる大きな災害に見舞われた東京の中で明治時代の洋館が生き続けているという歴史的な意味からも、その価値は大変高いものと評価されています。

復元・整備作業も完了

この建物を区民共有の財産として何とか残したいという区民の願いを踏まえ、豊島区では昭和57年12月に買収を決定しました。その後、近代建築の専門家によって詳細な調査が実施され、またその結果に基づいて昭和59年度には建築当初の姿に戻すための復元・整備作業が進められていました。昨年12月にその

基礎調査を開始 展示・公開めざす

一方、この間に様々な形での建物の利用計画案が検討されてきました。後世に伝えるべき区民共有の文化遺産として保存し活用していくことが最もふさわしいだろうという意見にたどりつくことができました。ここに、区有の文化財として豊島区の総力を上げて整備していくことが決定されたわけですが、

このため、できるだけ早い時期に区民に開放したいという気持ちとは裏腹に、しっかりとした基礎調査をおこない、案内表示を完成させた上で公開するという必要性がでてきました。現在は、昭和63年春を旧宣教師館公開の目標として、本年度を基礎調査にあて、来年度に展示・復元作業を実施していく予定と

作業も終了し、現在この旧宣教師館は明治40年に初めて雑司が谷の地に建てられた当時に近い姿を、わたくしたちの目の前に見せてくれます。

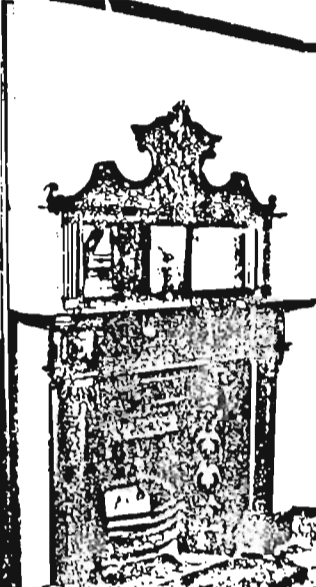
雑司が谷地域文化など 三つの基礎調査

現在、専門家の協力のもとに、現況調査が進められている所です。そして調査は、次の3つの内容で構成されます。

- ①この建物を建てたアメリカ人の宣教師マッケンレブ師および彼とともに活動していた宣教師達の生活の様子を復元していくための調査。つましやかだつた宣教師の生活ぶりや、彼等が日本人子女の教育に情熱を注いだ背景を明らかにしたい。
- ②雑司が谷地域に生活した文化

人の活動や生活の様子を調査する。雑司が谷には、秋田雨雀・小川未明や「赤い鳥」の鈴木三重吉などの児童文学者をはじめとして多くの文化人が生活していました。

③雑司が谷地域のみならず豊島区内には大正デモクラシー期の新教育の息吹にあふれた学校が数多く建設されてきました。つまり帝国小学校・成蹊学園・白山学園・児童の村小学校等々があり、これらの教育機関は自由主義の立場に立った児童教育の分野で全国的に見ても、重要な役割を果たしたのですが、それが何故この地に集まっていたのか、どのような意味を持っていたのかを明らかにしたい。



旧宣教師館内のマクドレブの書斎

関係資料の収集に 協力ください

こうしたいくつかの調査を並行的に進めている訳ですが、何分にも資料の収集に大変苦労しています。とりわけ、戦前の雑司が谷地域の様子を伝える写真などがあまり発見されていません。風景を写した写真も貴重ですが、記念写真の背景などに何気なく写された景色や人家の様子等が、当時の情景を知る上で大変重要な意味を持っています。また、戦前の地図、上記の調査内容に関係する資料等、少しでも多くの資料を集めたいと考えています。区民の皆さんの積極的なご協力をお願いします。資料や情報を提供くださるかたは、豊島区立郷土資料館(電話・2351)までご連絡ください。

郷土資料館ガイド

資料館の性格

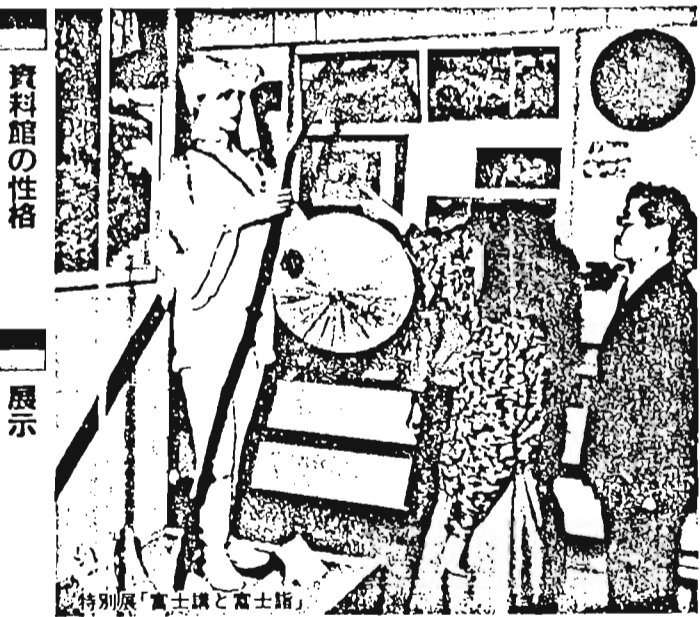
豊島区立郷土資料館は昭和59年6月に開館してから2年になります。資料館は地域の歴史博物館であり、同時に歴史資料保存利用機関でもあります。豊島区地域の歴史的な変遷を明らかにするよう資料を集め、整理・保存し、資料に基づく調査・研究を行い、その成果を展示や報告書、論文などのかたちで公開しています。また豊島区の歴史を調べたい人に対して資料を紹介するなどのお手伝いもしています。

特色

豊島区は近代になってから大きく変化し、東京の近郊農村から副都心に急速に変貌しました。また戦災で大きな被害を受けています。そのため古い時代の資料はあまり残っていません。こういった地域的特色を踏まえて、資料館では都市の生活と文化を重点的にとりあげています。

調査・研究

開館準備過程で、常設展示テ



特別展「富士講と富士詣」

展示

常設展示は、都市化過程における3つの時期の代表的なことを取り上げるテーマ展示をしています。具体的には、近郊農村の頃は、駒込・果樹の園芸、住宅地化の頃は、長崎のアトリエ村。戦後は、池袋のヤミ市をそれぞれ展示しています。この3テーマを補うものとして、雑司が谷鬼子母神を導入展示にしています。

収集・整理・保存

資料館は区史編さんにおいて収集した史料を引き継いでいますので、文献資料は多いですが、物資資料は少ない状態です。調査などを契機に多くの資料が寄贈されました。この他、錦絵や古書などの資料を購入しています。整理は物資資料・文書・写真ことのカードによって行っています。収集資料目録は第一集として、



調査・研究

普及活動

展示以外の普及活動としては講座があります。歴史講座としては、自由民権、中世、戦時下の区民生活を、地域史講座では江戸の町を取り上げました。今年から文化財講座もはじめ、いままでも考古学・民俗学を扱っています。遺跡散歩会も行っています。

館日より「かたりべ」を昨年4月から発行しています。史跡めぐり地図も発行しました。文化財の案内板の設置もしています。

この他、学校や他の博物館などに展示資料を貸し出したり、出版物に掲載する写真を提供したりもしています。豊島区の歴史などに関する問い合わせにたいする回答もしています。図書や史料は貸し出しはできませんが、閲覧はできるようにしています。

刊行物

最後に資料館の有償刊行物を紹介します。これらはいずれも資料館と区役所別館にある情報公開コーナーで入手できます。

常設展示目録 800円
特別展「富士講と富士詣」目録 1000円
特別展「へたも絵のうち」熊谷守一のアトリエとくらし 目録 1000円
特別展「高田・雑司が谷の生活」目録 400円
企画展「戦中・戦後の区民生活」目録 300円
企画展「第2回戦中・戦後の区民生活」目録 300円
調査報告書第一集「駒込・果樹の園芸史料」 1000円
調査報告書第二集「豊島の寺院」 1000円
研究紀要「生活と文化」第一号 1000円
収集資料目録第一集「園芸関係資料・収集地図・遺跡コレクション」 1000円

マについてと寺院・神社の調査を行いました。その後も補足調査を継続し、このうち園芸と寺院は報告書にまとめました。

昨年からは区内を5地区に分け、毎年1地区を取り上げ、個人の生活を対象に、高度経済成長以前の生活で使われた生活用具の保存状況を調べる「歴史生活資料調査」を実施しています。昨年は旧高田・雑司が谷地区を対象として行い、その成果として特別展「高田・雑司が谷の生活資料」が開催されたわけですが、今年からは旧長崎地区を対象に行います。このように基礎的調査を行って行く段階ですので、特別展・企画展のための調査・研究以外の課題研究にはまだ取り組んでいません。

報告書以外に、研究紀要「生活と文化」を刊行し、論文・講演記録・年報などを掲載しています。